

視察・研修会等 報告書

・日 時 令和 7年 8月23日(土) ～ 月 日( )

・場 所 愛知県名古屋市 ポートメッセなごや・コンベンションセンター

・参加者 関口直久 渡辺恒

・項目 地域から変える生活保護をあたりまえの権利に について

## ◎概 要

生活保護の運用と各自治体での議員の役割

## (1) 説明要旨

記念講演に桜井啓太立命館大学准教授、基調報告に吉永純花園大学教授よりそれぞれありました。共通して桐生市の生活保護違法事件を受け、桐生市の不正、異常な運用について統計データや第三者委員会の資料や議事録から報告がありました。

吉永教授や小久保哲郎弁護士からは生活保護費引き下げ違法訴訟、いわゆる「いのちとりで裁判」について最高裁で違法性が断じられたことについても報告がありました。

(2) 主な質疑応答

### (3) 参考となる点及び課題

改善前の桐生市をはじめ全国的に生活保護が権利としての運用になっていないことがあります。

その理由に、福祉事務所の体制の弱さ、研修体制や職員の質の担保、公務職場での人員削減があげられ、特に厚労省の監査の方向性がみだりに支給していかという視点（濫給防止）が強調され、本来必要な人が利用できていないこととありました。

地方においては自動車保有も課題となっています。厚労省が発出している通知では公共交通機関の利用が著しく困難な場合や通勤や通院等のために認められ、通勤のための利用には保育園等への送迎も含まれるとあります。また、1年にわたって処分の留保が認められることもあります。こうしたことが徹底されていないことが問題としてあげられました。

#### ◎成果による当局への提言または要望等

全国的な生活保護にかかる研修会で桐生市の違法事件が取り上げられています。それ程に福祉関係で衝撃を与えていたことを直視してもらいたいです。

現在は一定の改善が進んでいますが、より充実した方向に努力してもらいたい。

具体的に、人員体制の強化、研修、とりわけ人権に関する研修をより充実させ、生活保護が権利として運用されることを望みます。